

## 重要

特定原産地証明書発給申請者 各位

### **特定原産地証明書発給手続きにおいてインボイスの提出が不要になります**

平成20年4月1日

日本商工会議所

特定原産地証明書の発給手続きの簡素化の一環として、平成20年4月14日(月)に「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則(経済産業省令)」および「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給事務に関する規程(日本商工会議所規程)」が改正・同日施行される方向で手続きが進められております。同改正により、発給申請を行う際の典拠資料のうちインボイスの提出が原則不要になる予定です。具体的には、発給事務については下記の通り変更となりますので予め周知いたします。

- ・ これまで、特定原産地証明書の発給申請に際しては、当該申請に係る物品のインボイスを典拠書類として提出することとしていましたが、提出を不要とします。
- ・ ただし、指定発給機関(日本商工会議所)が審査上、特に必要と認める場合には提出していただくことがあります。
- ・ 発給申請者は引き続き、「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法(原産地証明法)」第7条に基づき、特定原産地証明書の発給を受けた物品に関する書類の一つとして、当該申請に係る物品のインボイスを保存する義務(保存期間は5年)がありますので、注意してください。
- ・ なお、上記に伴い、発給申請に際し、特定原産地証明書の記載内容と当該申請に係る物品のインボイスの記載内容を突合する作業も廃止します。

\* 上記により、特定原産地証明書の記載内容に誤記、誤植又は脱字等があり、インボイスの記載内容との不一致が生じていることを理由に、物品の輸出相手国の税関から当該原産地証明書の受け取りを拒否され、又は税関上の特惠待遇を与えない旨の決定がなされても、指定発給機関である日本商工会議所は一切責任を負いませんので、発給申請の際には特に慎重に記入・確認されますようご注意ください。

\* メキシコ・マレーシア・チリ・タイの4カ国向けすべてが対象となります。